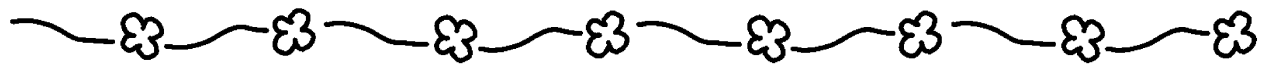


ちはやあかさか 子育てガイドブック



千早赤阪村

▶▶▶▶▶はじめに▶▶▶▶▶

千早赤阪村では、「みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか」の実現に向けて、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

この「ちはやあかさか子育てガイドブック」は、本村の子育てに関する最新情報をまとめた冊子ですので、初めて出産される方や現在子育て中の方、そして、本村に転入された方の子育てに役立てていただければ幸いです。

なお、このガイドブックの掲載内容等は予告なく変更することがあります。最新の情報は、村の広報紙やホームページもあわせてご確認ください。

※ この冊子は令和3年3月現在で編集しています。その後、制度の変更などで一部内容が変わることがあります。

◇千早赤阪村ホームページ

<http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>



1. 千早赤阪村の子育て支援の取り組み ・ 1

2. 妊娠から就学までの子育て支援ガイド

I. 妊娠	3
II. 赤ちゃん誕生	4
III. 子どもの健康	5
IV. 子育て支援事業	9
V. 遊び場紹介	14
VI. 子育て Q&A	15
VII. 保育・教育	16
VIII. 手当・助成	18

1. 千早赤阪村の子育て支援の取り組み

みんなで支えあい、 子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか

を基本理念に掲げて、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

●千早赤阪村第2期子ども・子育て支援事業計画のあらまし●

本計画は、子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者の支援をするとともに、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

●本計画では、4つの基本目標を設定し、子どもが健やかに育つ環境を整備するための様々な施策を推進しています。

基本目標1. すべての子育て家庭を応援する環境づくり

基本目標2. 親と子の健やかな成長を応援する環境づくり



基本目標3. 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

基本目標4. すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

●「子ども」「親」「地域」の3つの視点に立って、施策を推進しています。

すべての子どもが幸せに育つ視点・・・子どもの視点

人と人との関わりを通して心豊かな人間性を形成し、次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの視点に立って健やかに育つよう取り組みを進めていきます。

すべての子育て家庭を支援する視点・・・親の視点

子育ての基本である家庭はもちろん、地域、企業、行政をはじめ社会全体が、それぞれの役割を担いながら連携体制を確立することが大切です。心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、サービスや学習機会を充実させ、子育てに伴う不安や負担を少しでも軽減できるよう取り組みを進めていきます。

地域で子育てを見守る視点・・・地域の視点

地域全体で子育てを見守っていくことができるよう住民の意識啓発等を行い、子育てに関する理解・関心を深めることができるよう取り組みを進めていきます。

子育て支援ナビ



	妊娠中	出産	生後 1か月頃	生後3～ 4か月頃	生後 6か月頃	1歳頃	1歳 6か月頃	3～ 5歳頃	6歳 以上
お子さんの様子				首がすわってきます	寝返りや、お座りができるようになります	つかまり立ちが上手になります	上手に歩けるようになります	おしゃべりも上手になります	小学校入学
手続き、各種制度	母子健康手帳 P3	出生届 P4							
訪問事業	妊産婦相談・訪問 P3		こんにちは赤ちゃん事業 P4						
			養育支援訪問事業 P11						
健康・医療	妊婦健康診査 P3	産婦健康診査 P4	子どもの健康診査 P5						
				定期予防接種 P6					
			子どもの急病 P5						
			村内及び近隣市町の小児科案内 P7						
子育て支援事業		母子保健事業 P8							
	子育て応援出産祝い事業 P11								
	まいど子どもカード P11								
	地域子育て支援拠点事業 P9								
	子育て世代包括支援センター事業 P9								
	子ども家庭総合支援拠点事業 P9								
		子育て短期支援事業 P12							
	子育て支援ヘルパー派遣事業 P12								
保育・教育				認定こども園 P16					放課後児童健全育成事業（学童保育） 小学校・中学校 P17
				一時預かり事業 P16					
手当・助成	助産制度 P3	児童手当 P18							
		子ども医療費助成 P18							
		児童扶養手当 P19							
		ひとり親家庭医療費助成 P19							
		特別児童扶養手当 P20							
		自立支援医療（育成医療） P20							
		未熟児養育医療給付 P21							
		療養援護医療費助成 P21							
		地域公共交通利用料助成 P22							
遊び場紹介		ちびっこ広場 P14							

2. 妊娠から就学までの子育て支援ガイド

I 妊 娠

* 母子健康手帳 *

妊娠・出産は人生の一大事です。産婦人科で妊娠の確定診断を受けただけ早く「妊娠届」を提出し、母子健康手帳をお受け取りください。

母子健康手帳は妊娠中や出産の記録、子どもが生まれてからの発育・発達・予防接種などを記録していく手帳です。

* 妊婦歯科健康診査 *

妊娠期間中に1回指定医療機関で歯科健診を受診できる受診券をお渡しします（母子手帳交付時）。

生まれてくる赤ちゃんの虫歯予防の第一歩はお母さんの歯のチェックから始まります。出産後は忙しくなってきたかなか時間が取れないので妊娠中にぜひ受診しましょう。

* 両親教室・妊婦教室 *

妊娠経過についてや出産に向けて必要な準備、パートナーの妊婦体験、出産後の子育てについて、お人形を使った沐浴体験など、ご希望に合わせた内容で実施します。

* 妊婦健康診査 *

妊婦健康診査はお母さんのためにも赤ちゃんのためにもとても大切です。妊娠期間中に最大14回、116,840円までの実費を助成していますので、医師の指示通りに必ず受診しましょう。

（里帰り分娩などで大阪府外で受診を希望する人は事前にご相談ください）

* 妊産婦相談・訪問 *

保健師や助産師、管理栄養士による相談や家庭訪問を行います。妊娠・出産・子育てについて心配なことや困ったこと、気になることがあれば何でも相談できます。

* マタニティマーク *

妊娠初期は外見では妊娠していることがわかりづらいので、周囲の理解が得られにくいことがあります。母子健康手帳と一緒に配布しているマタニティマークをご活用ください。



問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 助産制度 *

経済的理由で出産費用を負担できない方に、出産にかかる費用を公費で負担する制度です。対象は生活保護世帯、村民税非課税世帯の妊産婦です。一部負担金が必要な場合があります。

★申請に必要なもの・・・

①印鑑、②世帯全員の住民票の写し、③非課税証明書（世帯全員必要）、④母子健康手帳、⑤健康保険証

問合せ先：富田林子ども家庭センター 生活福祉課 ☎25-1131（代）

役場本庁

出生届（住民課）



出産育児一時金（国民健康保険加入者は住民課）

※社会保険加入の方は、加入の健康保険組合にお問い合わせください。



子ども医療費助成の申請（住民課）

保健センター



児童手当の申請（健康福祉課）



赤ちゃんとお保護者の方が利用できるサービスの紹介（健康福祉課）

* 出生届 *

●出生届の用紙は、届出書の半面が医師等の証明のため、病院等で交付されます。

届出期間	生まれた日から 14 日以内（生まれた日を含む）
届出人	父または母（父母が届出人になれない場合はご相談ください）
届出地	・本籍のあるところ・届出人の所在地・生まれたところ いずれかの市区町村へ
届出に必要なもの	①出生証明書、②母子健康手帳、③届出人の印鑑、④国民健康保険証（※該当者のみ）



！！注意事項！！
子の名前に使用できる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです。

問合せ先：住民課 ☎26-7116

* 新生児・産婦訪問 *

（こんにちは赤ちゃん事業を兼ねる）

赤ちゃんを出産された全てのご家庭を保健師・助産師が訪問します。身体計測、育児に関する情報を提供します。赤ちゃんの成長や発達について、また、子育てについて心配なことや困ったことがあれば何でも相談できます。

出生届時に保健センターで（または電話で）訪問時期の希望をお聞きます。

* 新生児聴覚検査 *

新生児を対象に 1 回、医療機関で検査できる受検票をお渡しします。難聴をもって生まれてきた子どもを早期に診断して発達を支援するためにも、ぜひ受検しましょう。

* 産婦健康診査 *

産後 2 週間頃と 1 か月頃に 1 回ずつ、医療機関で健診を受ける受診券をお渡しします。産後の健康管理のためにぜひ受診しましょう。

（里帰り分娩などで府外での受診を希望する人は事前にご相談ください）

* 産後ケア事業 *

産後にご家族から十分な支援が受けられず、体調や育児に不安がある方を対象に、医療機関において宿泊型や日帰り型で、助産師等によるケアが受けられます。（詳しくは保健センターまでお問い合わせください）

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 子どもの健康診査

健診名	健診内容	お知らせ方法	健診場所
乳児一般健康診査	身体計測、内科診察等 (通常生後1カ月ごろ受診)	妊婦健康診査受診券と 同時に受診券を交付	指定医療機関
4カ月児健康診査	身体計測、内科診察、保健相談等	個別通知	保健センター
乳児後期健康診査	身体計測、内科診察等 (通常生後10～11カ月ごろ受診)	4カ月児健康診査で受 診票を交付	指定医療機関
1歳6カ月児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、 保健相談等	個別通知	保健センター
2歳児歯科健康診査	歯科診察、歯科指導、フッ素塗布、保健 相談等	個別通知	保健センター
3歳6カ月児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、尿検査、 視力・聴力アンケート、保健相談等	個別通知	保健センター

問合わせ先:保健センター ☎72-0069

* かおテレビ *

かおテレビとは、子どもさんの社会性の育ち（自分以外の人存在をどのように意識している）を、客観的に推測する機器です。1歳児健診、1歳6カ月健診、3歳6カ月健診でこれを実施し、個性や発達を多角的にみて、子どもさんに合わせた子育てサポートをしています。

問合わせ先:保健センター ☎72-0069

* 子どもの急病 *

急病のとき、夜間や休日の医療機関や相談できるところなど

大阪府小児救急電話 相談	夜間～早朝の子どもの急な病気に 困ったら (小児科医師・看護師への相談)	☎ #8000(携帯電話・NTT プッシュ回線) ☎ 06-6765-3650 365日・午後8時～翌朝8時
小児科 休日診療所 (富田林病院で実施)	休日に小児科を受診したいとき (中学生まで)	☎ 0721-29-1121(富田林病院:代表) 日・祝・年末年始(12/29～翌年1/3) 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
小児科 夜間の救急 病院照会 (富田林市消防署)	夜間・早朝に小児科を受診したい とき(当番病院の照会) (中学生まで)	☎ 0721-23-9919(病院案内専用ダイヤル) 平日午後8時～翌朝8時 土・日・祝・年末年始は午後4時～翌朝8時

* 予 防 接 種 *

種類	対象年齢	接種回数	申込み	会場
ヒブ	生後2か月～ 5歳未満	初回3回、追加1回 (接種開始年齢により回数が異なります) ▶標準的な接種は生後2～7カ月未満	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
小児用肺炎球菌	生後2か月～ 5歳未満	初回3回、追加1回 (接種開始年齢により回数が異なります) ▶標準的な接種は生後2～7カ月未満	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
B型肝炎	1歳未満	3回 (接種開始年齢により回数が異なります) ▶標準的な接種は生後2～9カ月未満	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
BCG(結核)	1歳未満	1回 ▶標準的な接種は生後5～8カ月未満	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳	2回 ▶標準的な接種は1回目1歳 2回目は1回目から6カ月～1年後	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
ジフテリア、百日せき、 破傷風、不活化ポリオ 4種混合(DPT・IPV)	生後3か月～ 7歳6か月未満	1期初回3回 (2・3回目は前回から20～56日の間で 接種) ▶標準的な接種は生後3か月～1歳未満 1期追加1回 (1期初回3回終了から1年～1年6か 月後の接種)	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
ジフテリア・破傷風 2種混合(DT)	11歳～13歳未満	1回 ▶標準的な接種は11歳	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
麻しん風しん1期	1歳～2歳未満	1回	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
麻しん風しん2期	幼稚園・保育園の年長 児に当たる年齢	1回	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
日本脳炎1期	生後6か月～ 7歳6か月未満	1期初回2回 (2回目は1回目から6～28日の間で接 種) ▶標準的な接種は3歳 1期追加1回 (1期初回2回終了から1年後に接種) ▶標準的な接種は4歳	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
日本脳炎2期	9歳～13歳未満	1回 ▶標準的な接種は9歳	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
HPV(子宮頸がん予防 ワクチン)	小学6年生～ 高校1年生相当の女子	3回 ▶標準的な接種は中学1年生	直接医療機関 へ予約	指定医療機関
ロタウイルス	ロタリックス：生後6 週～24週まで ロタテック：生後6週 ～32週まで	ロタリックス：2回 ロタテック：3回	直接医療機関 へ予約	指定医療機関

- ・予防接種の詳細については、赤ちゃんの出生届時にお渡しする予防接種手帳や村広報紙・村ホームページにも掲載しています。
- ・定期予防接種の指定医療機関は、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町の医療機関のみです。
- ・任意予防接種(おたふくかぜ・B型肝炎ワクチン)については、接種費用助成がありますので保健センターにお問い合わせください。

問合わせ先：保健センター ☎72-0069

＊ 村 内 及 び 近 隣 市 町 の 小 児 科 案 内 ＊

予防接種や健診等でお世話になるかかりつけ医を持つと安心です。

医療機関名	住所・連絡先
千早赤阪村	
千早赤阪村国民健康保険診療所	千早赤阪村大字水分195-1 ☎72-0038
千早赤阪村国民健康保険千早診療所	千早赤阪村大字千早184-1 ☎74-0240
植田診療所	千早赤阪村大字小吹68-831 ☎72-1362
富田林市	
なかじまこどもクリニック	富田林市津々山台2-1-102 ☎40-2501
福田クリニック	富田林市甲田4-1-1 ☎20-0017
ふじおか小児科	富田林市久野喜台2-15-26 ☎28-8671
ほりうちクリニック	富田林市寺池台1-9-4 ☎40-1110
ますみ小児科	富田林市小金台3-3-15 ☎28-5341
みなみうら小児科	富田林市川面町2-3-12 ☎23-8806
河南町	
さわもと小児科	河南町東山691-2 ☎93-7723

医療機関名	住所・連絡先
河内長野市	
いいたに小児科	河内長野市あかしあ台1-24-10 ☎56-1189
たなか小児科 ほほえみクリニック	河内長野市本町15-5 本町山本ビル101号 ☎26-7801
泉谷こどもクリニック	河内長野市野作町3-66 ☎52-1110
西村小児科	河内長野市木戸1丁目6-1 ☎56-1770
森本小児科医院	河内長野市三日月町481-147 ☎64-0390
矢ヶ崎小児科・アレルギー科	河内長野市三日月町56-16 ☎60-3300

※村外は、小児科専門の医療機関を掲載しています。

※定期予防接種は、富田林医師会管内（富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村）の医療機関でのみ接種できます。（詳しくは広報紙、HPをご覧ください）

◇千早赤阪村ホームページ
<http://www.vill.chihayaaka.saka.osaka.jp/>



問合せ先：保健センター ☎72-0069



「ひまわり計測・育児相談」

村内在住の0歳から1歳頃の子どもとその保護者が利用できます。

子どもの身体計測や子育て相談も行っています。気分転換や親子同士の交流に、ぜひ遊びに来てください。

実施日	毎月第4金曜日（変更の場合がありますので広報紙をご覧ください）
実施場所	保健センター 2階 ひまわり
実施時間	午前10時30分～11時30分
申込み	不要
費用	無料

「離乳食講習会」

村内在住の0歳から1歳頃の子どもをもつ保護者が利用できます。

離乳食についての講習と保護者向けの試食があります。

実施日	偶数月の第3水曜日（変更の場合がありますので広報紙をご覧ください）
実施場所	保健センター 2階栄養指導室
実施時間	午前10時45分～11時30分
申込み	不要
費用	無料

「あそびの教室」

村内在住の1歳6カ月から3歳未満の子どもとその保護者が利用できます。

幼児期の発達に合わせた運動遊びや集団遊びが体験できます。ぜひ遊びに来てください。

実施日	5月～6月に6回（1コース） 11月～12月に6回（1コース）
実施場所	保健センター 3階集団指導室
実施時間	午前10時～11時30分
申込み	必要（4月・10月に広報紙で募集）
費用	無料

「ペアレントトレーニング」

“ほめる子育てのコツ”を学ぶ、保護者のための5回コースの講座です。

個別で行いますので、ご相談ください。



問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 食育の推進 *

村では、子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得して、健全な食生活を実践することができるように食育を推進しています。保健センターや認定こども園・小学校・中学校・地域等で事業や授業、催し等を企画しますので、ご利用ください。

問合せ先：保健センター ☎72-0069



～千早赤阪村子育て3拠点～

村では、子育て支援機能をより充実させるため、令和2年4月から村立保健センター内に「地域子育て支援拠点」「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の3つの拠点を整備しました。この3つの機能を集中することで、切れ目のない子育て支援を図ります。



地域子育て支援拠点『ひまわり』



～子育て家庭の親子が集い交流する場所を提供します～

「ひまわり」では、村内在住の子どもを育てる家庭を応援するために、親子あそびや教室などさまざまな地域子育て支援活動を行っています。

子育てについて相談したい、学びたいと思っている方は気軽にご利用ください。

また、スタッフ（保育士）によるからだ遊び、リズム遊び、工作、季節のイベントなども行っています。

なお、事業の内容などの詳細は、ホームページや広報紙、ひまわりだよりなどに掲載しています。

開室曜日	月・水・金曜日（祝日は休みで翌日開室） （変更の場合がありますので、広報紙をご覧ください）
開設場所	保健センター2階 ひまわり
開設時間	午前10時～午後4時
対象者	村内に居住する0歳から就学前までの子どもとその保護者

「子育て育児相談」

実施日	電話相談：月・水・金曜日（祝日は休みで翌日実施）
実施場所	保健センター2階 ひまわり
実施時間	午後1時～3時30分
申込み	不要 ★面接相談（要予約）
費用	無料



問合せ先：地域子育て支援拠点 ひまわり ☎72-0069

＊ 子育て世代包括支援センター ＊

～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します～

妊娠・出産・子育てについて何でも相談できる窓口として、令和2年4月に開設いたしました。保健師、助産師など専門のスタッフが子育て世帯のみなさんのご相談に丁寧にお答えします。子連れでも安心して相談できるよう、「ひまわり」の隣の部屋で、授乳用リラックスソファ・ベビーベッド・子どもの遊びスペースを設置しています。関係機関とも連携を取りながらサポートします。

実施日	毎週月～金曜日（祝日は休み）
実施場所	保健センター2階 子育て世代包括支援センター
実施時間	午前9時～午後5時30分
申込み	不要 ★面接相談（要予約）
費用	無料



問合せ先：保健センター ☎ 72-0069

＊ 子ども家庭総合支援拠点 ＊

～すべての子育て家庭に必要な支援を提供します～

0歳～18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦さん等を対象に、専門的な相談や訪問等による継続的な支援を行う拠点です。子育てやお子さんの発達、学校や園でのこと、子どもの虐待に関することなど相談できる総合相談窓口です。安心して家庭で育児ができるよう関係機関と連携した支援体制を取りサポートを行います。

実施日	毎週月～金曜日（祝日は休み）
実施場所	保健センター 1階
実施時間	午前9時～午後5時30分
申込み	不要 ★面接相談（要予約）
費用	無料

問合せ先：保健センター ☎ 72-0069

～その他の子育て支援事業～

* 養育支援訪問事業 *

こんにちは赤ちゃん事業や母子保健事業などで養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がご家庭を訪問し、子育てに関する支援を行う事業です。

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 子育て応援出産祝い事業 *

絵本・育児書

絵本を介して子どもにやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけをつくり、次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援する事業です。

本村に住民登録されている方で、村が実施する4か月児健診を受診する子どもと保護者に絵本と育児書を贈呈しています。

対象となる保護者には、事前に案内と申込書を送付します。申込期限までに申し込んでください。

河内木材

平成31年度より創設された森林環境税を活用し、千早赤阪村で誕生した赤ちゃんに、地元産材である「おおさか河内材」で作られた積木を贈呈することで、村に愛着を持ってもらい、若者世帯、子育て世帯の定住促進と同時に地元産材のPRを図る事業です。

対象者は、千早赤阪村に住所を有している新生児及び保護者でサービスを希望する人で、4か月検診時などを利用し贈呈します。

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 紙おむつ無料ごみ処理券配布事業 *

紙おむつを使用している2歳までの子どものいる世帯に対して、無料ごみ処理券を追加配付いたします。

対象児が2歳の誕生日の属する月まで、1人あたり月5枚の無料ごみ処理券を支給する制度です。

問合せ先：住民課 ☎26-7116



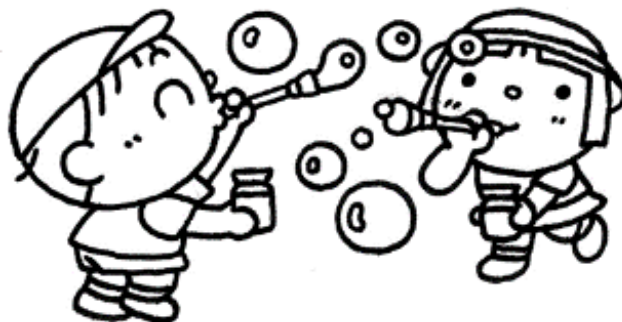
* まいど子でもカード(関西子育て世帯応援事業) *

大阪府では、子育て世帯を社会全体で応援するため、企業などの協賛により、シンボルマークのついた携帯電話画面などを店舗で提示することで、割引・特典などのサービスが受けられる事業です。子育て世帯のみさんの登録をお待ちしております。

※登録方法・サービス内容については、まいど子でもカードホームページをご覧ください。

対象	18歳未満の子どもを育てている世帯
サービス店舗	商店、飲食店、金融機関、学習塾、自動車販売店など（ホームページに協賛店舗名や割引・特典の内容を掲載）
問い合わせ	大阪府子育て世帯応援事務局 ☎06-4803-2239 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前10時～午後5時） ・ホームページ URL (http://www.maidokodemo.jp/)

QRコードもしくは上記URLよりアクセスしてください。



「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に保護を要する場合に児童福祉施設で一定期間養育保護します。所得の状況などにより一部負担金が必要な場合があります。

「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難になった場合その他緊急の場合において、その児童を児童福祉施設で保護します。所得の状況などにより一部負担金が必要な場合があります。

問合せ先：保健センター ☎72-0069

子育て支援ヘルパー派遣事業

出産前後の体調不良などで家事・育児が困難な家庭、母親等の疾病により、家事・育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行います。

□対象者□

村内に居住し、出産前後の体調不良や育児不安などにより養育上特に支援が必要で家事又は育児が困難な家庭

□派遣回数□

1日1回 10回を限度

□派遣時間□

1日2時間以内 午前9時から午後5時まで

※年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除きます。

□援助内容□

●家事に関する援助

・食事の準備及び後片付け ・衣類の洗濯や補修 ・居室等の清掃、整理整頓 ・生活必需品の買い物

●育児に関する援助

・授乳 ・おむつ交換 ・沐浴介助 ・適切な育児環境の整備

□利用料金□

無 料

□申込方法□

健康福祉課に置いている申込書により、申し込んでください。申し込み後、家庭の状況などを確認したうえで派遣の可否を決定します。

問合せ先：保健センター ☎72-0069



児童虐待は、子どもへの重大な人権侵害でもあり、場合によっては子どものからだや心に後々まで大きなダメージを残すこともあります。

よく、しつけと言われることもありますが、児童虐待は親の立場でなく子どもの立場で判断されなければなりません。つぎのような行為は、児童虐待です。

<身体的虐待>

子どものからだに外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

<養育の放棄または怠慢（ネグレクト）>

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

<心理的虐待>

子どもに対する暴言または拒絶的な対応、配偶者への暴力など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

<性的虐待>

子どもにわいせつな行為をすること、またはそのような行為をさせること。

虐待かな？と思ったら...

あなたが、「虐待かな？」と思う子どもがいるときや、自分の子どもの接し方で「虐待かも？」と不安を抱いたら、下記の窓口にご相談ください。あなたの相談が子どもを守り、家族を救うきっかけになるかも知れません。相談の内容や相談者についての秘密は守られます。発見者の通報が誤報でも罰せられることはありません。

相談窓口

○健康福祉課（月～金の午前9時～午後5時30分）

☎72-0069（保健センター）

○富田林子ども家庭センター（月～金の午前9時～午後5時45分）

☎25-1131（代）

○児童相談所 虐待対応ダイヤル ☎189（24時間365日）

お住まいの地域の子ども家庭センターに電話がつながります。

（PHSや一部のIP電話からはつながりません）

○大阪府子ども家庭センター夜間・休日虐待通告専用電話

（月～金の午後5時45分～午前9時及び土、日、祝、年末年始）

☎072-295-8737



＊ 児 童 家 庭 相 談 ＊

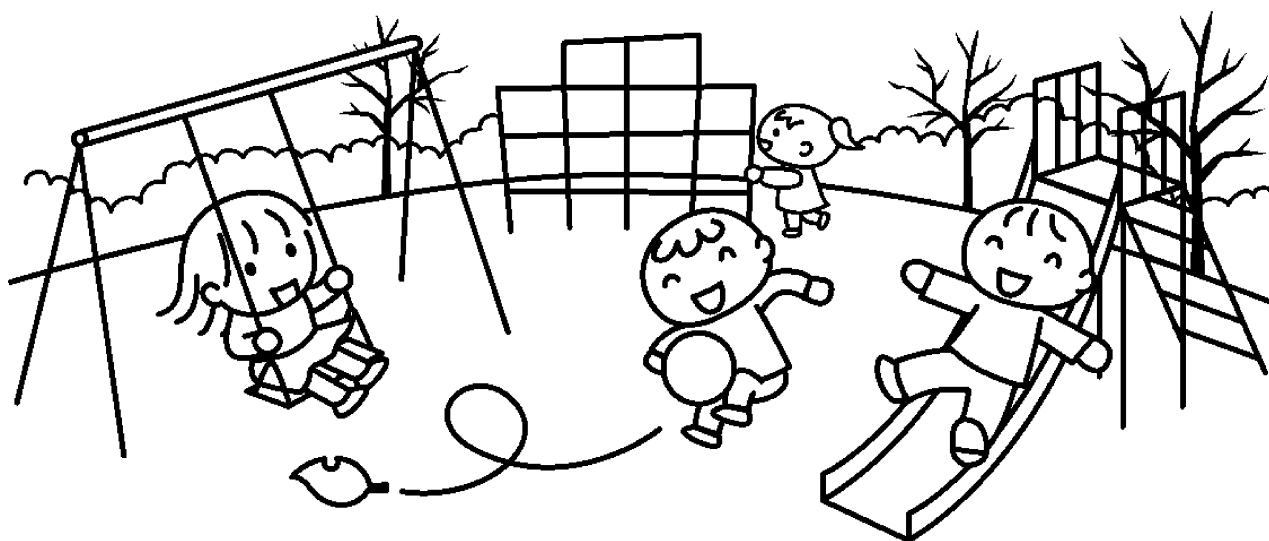
「しつけの仕方がわからない」「子どもを叩いてしまう」など子育てに関してお悩みの方、一人で悩まずに家庭児童相談員までご相談ください。

実施日	毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
実施場所	保健センター
実施時間	午前9時～午後5時
申込み	不在の場合がありますので事前にご連絡ください
費用	無料

* ちびっこ広場紹介 *

名 称	住 所
小吹台第 1 ちびっこ広場	小吹 68 番地の 828
小吹台第 2 ちびっこ広場	小吹 68 番地の 553
小吹台第 3 ちびっこ広場	小吹 68 番地の 628
小吹台第 4 ちびっこ広場	小吹 68 番地の 754
川野辺ちびっこ広場	川野辺 302 番地の 1
下東阪ちびっこ広場	東阪 428 番地の 1
上東阪ちびっこ広場	東阪 597 番地
森屋北ちびっこ広場	森屋 355 番地 2
二河原辺ちびっこ広場	二河原辺 196 番地の 2
北水分ちびっこ広場	水分 517 番地
小吹ちびっこ広場	小吹 847 番地の 1

問合せ先：保健センター ☎72-0069



日頃の健診や相談で、よく聞く悩みと答えを紹介します。

Q.熱が出た

A.安静にして、汗でぬれた衣服はこまめに替えます。熱が高いときは、脱水症状を防ぐために母乳、ミルク、白湯、麦茶、イオン飲料など水分の補給を忘れずに。

こんなときはすぐに受診

●生後3か月未満で 38℃以上 ●ひどく機嫌が悪い ●ぐったりしている ●けいれんが5分以上続いた など

Q.吐いた

A.吐いたものがのどにつまることがあるので、保護者の目が届くところですよ。吐いたあとは口の中をきれいにします。食事は無理にとらせず、水分は少しずつ様子をみながら与えましょう。

こんなときはすぐに受診

●ひどく機嫌が悪い ●高熱がある ●おしっこの量が少ない ●唇が乾いている ●ぐったりしている など

Q.洗剤や薬品等飲んではいけないうものを飲んだ

A.飲んだものによって、吐かせなければならない、逆に吐かせてはいけないうなど処置が全く違うので、何をどのくらい飲んだかを確かめて対応しましょう。判断に迷ったときは大阪中毒110番(072-727-2499)へ連絡を。

こんなときはすぐに受診

●意識がない ●けいれんを起こしている ●ハイター●灯油●殺虫剤 など

Q.下痢をした

A.おむつは汚れたらすぐに取り替え、おしりを清潔にしておきます。母乳、ミルク、白湯、麦茶、イオン飲料を少量ずつ何回も与えて脱水症状を防ぎましょう。

こんなときはすぐに受診

●便に赤い血または赤黒い血がまじる ●唇が乾いてきた ●様子をみているとおしっこの量が少なくなってきた ●ぐったりしてきた など

Q.やけどをした

A.20分以上流水で十分に冷やしましょう。

こんなときはすぐに受診

●広範囲(子どもの手のひら以上の範囲)のやけど ●関節や顔のやけど ●500円玉より大きい水ぶくれができた など

Q.トイレトレーニングはいつからすすめばいいですか？

A.一人で歩けるようになる、ことばをある程度理解し片言で話せる、おしっこの間隔がある程度あくなど、体の準備が整ってから初めてスタートできます。準備が整ったら、嫌がらなければ最初はトイレやオマルに座らせてみることから始めてみましょう。あせらずお子さんのペースに合わせて進めていきましょう。

Q.かんしゃくを起こすので対応に困っています。

A.心が成長し、自我が芽生えてきたのでしょう。自分の気持ちをまだうまく言葉で言えないことが「かんしゃく」となって現れることがあります。お子さんが混乱しないように一貫した態度が大事ですが、叱るのではなく「これがしたかったのね」とお子さんの気持ちを言葉にして、受け止めてあげることで落ち着くこともあります。

Q.下の子が産まれて赤ちゃん返りをして困っています。

A.下の子の世話に追われている姿を見て、上の子は「もう自分に関心なくなったのでは」と不安になったのでしょう。上の子に目をかけてあげられる時に、上の子の気持ちに寄り添ってあげましょう。気持ちが満たされると

Q.マタニティブルーとは？

A.マタニティブルーとは、出産直後にみられる心やからだの不調で情緒が不安定になったり、不眠や食欲不振、軽うつ状態になることもあります。夫や家族に協力してもらい、家事を手抜きしたり、ゆっくり休んでみてください。このような症状が産後4週間以上続く場合には、産後うつ病の心配がありますので、かかりつけの医師や助産師、保健師に相談してください。

Q.妊娠中または出産後の働く女性を支援する制度がありますか？

A.働く女性の母性健康管理や母性保護に関するさまざまな法律により、女性の母性を尊重するための措置が事業主に義務付けられています。ご自分の会社には、どんな制度があるのか進んで調べてみましょう。そして妊娠が分かったら早めに会社に申し出て、制度を有効に活用してください。

保健センターでは、随時育児相談を受付けています。育児やお子さんの発達などについて気がかりなことがあれば、お気軽にお電話ください。

※ 認定こども園 ※

■ 特定教育・保育施設一覧

施設名	定員	住所	電話
社会福祉法人 千早赤阪福社会 げんきこども園	90人	水分59番地	☎72-7868

□対象□

満3歳～5歳（幼稚園部門）

生後2か月～5歳（保育園部門）

□保育を必要とする事由□

保護者のいずれもが次のような状態にある場合です。

- 1 1月あたり48時間以上労働することを常態としていること（週3日以上、かつ1日4時間以上）
- 2 妊娠中であるかまたは産後間がないこと（出産又は出産予定日の前後8週間）
- 3 疾病にかかり、又は障がい有していること
- 4 同居又は長期入院等している親族を常時介護・監護していること
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 求職活動を継続的に行っていること
- 7 就学していること
- 8 虐待やDVの恐れがあること
- 9 育児休業取得中に既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として村が認める事由に該当すること



ただし、これらの条件に該当する人でも、家庭内で保育ができない程度の高い人から承諾しますので、定員に余裕がない場合は入所できないことがあります。

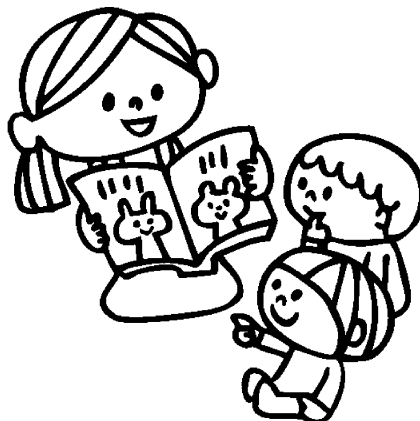
問合せ先：教育課 ☎72-1300

* 一時預かり事業 *

一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育を実施します。

※ 利用方法、利用料金、利用時間などについては園に確認してください。

問合せ先：げんきこども園 ☎72-7868



* 小 学 校 ・ 中 学 校 *

■ 村立小中学校一覧

学 校 名	住 所	電 話
村立赤阪小学校	水分56番地	☎72-0205
村立千早小吹台小学校	小吹68番地の780	☎72-7100
村立中学校	東阪25番地	☎72-0004

※ 村立小中学校児童・生徒の保護者に

就学援助費・・・経済的な理由で就学困難な村立小中学校児童・生徒の保護者に学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助費が支給されます。

問合せ先：教育課 ☎72-1300

* 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業（学童保育） *

■ 入会手続き、負担金など

千早赤阪村学童保育連絡会では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的に、学童保育事業を実施しています。

実施主体	開設場所	電 話
千早赤阪村学童保育連絡会	千早小吹台小学校敷地内	☎72-1629
対象	小学校に在籍する児童のうち、次の各号に該当する児童で学童保育連絡会が認めたもの ①小学1年生～6年生の児童 ②保護者が労働等により、昼間家庭にいない者 ③学童保育連絡会の定められたルールを守り、集団生活を行うことができる者 ④上記各号に該当する児童で、学童保育連絡会の趣旨に賛同し、入会を希望した者	
開所期間及び時間	1. 毎年4月1日～3月31日の月曜日～金曜日 平日 授業終了後～午後6時まで 長期休業日（夏休みなど） 午前8時～午後6時まで ※ 赤阪校区、旧千早校区についての送迎は相談に応じます。 2. 日曜日、祝日、年末年始、お盆は休会です。	
入会手続き	年度途中入会の申込みは、随時受付しています。	
入会申込みに必要な書類	1. 入会申込書 2. 口座振替用紙	
保育料及び諸費用	1. 保育料 児童1人につき月額 6,000円 長期休業日（春・夏・冬休み）児童1人につき25,000円 同一世帯で2人以上入会する場合、2人目から減免制度あり。 （週4、5日利用者のみ） 2. 諸費用 入会金3,000円・保険代1,000円／年 ※詳細については直接学童保育連絡会へお問い合わせください。	

問合せ先：教育課 ☎72-1300

* 児 童 手 当 *

支給対象	中学校修了前の児童を養育している方
手当額（月額）	3歳未満 15,000 円（一律） 3歳から小学校修了前 10,000 円（第3子以降は 15,000 円） 中学生 10,000 円（一律） ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
手当の支給	認定請求を行った月の翌月分から支給されます。 原則として2月、6月、10月にそれぞれ前4か月分が支給されます。
現況届	毎年6月に現況届の提出が必要です。
所得制限	所得の状況により一定の所得以上の方は、特例給付として一律 5,000 円の支給となります。
申請に必要なもの （公務員の方は、勤務先へ申請してください。）	・印鑑 ・請求者の銀行等の支店名、口座番号がわかるもの （請求者以外の口座には振り込みできません） （その年の1月1日に千早赤阪村に住民登録のなかった方） ・その他必要に応じて提出する書類があります。 ※出生の場合は、出生の翌日から数えて15日以内に申請してください。（15日目が役場休業日にあたる場合は、翌業務日）

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 子 ども 医 療 費 助 成 *

0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後最初に迎える3月31日まで）の子どもが健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う自己負担額の一部を助成する制度です。

□医療証交付の対象者□

千早赤阪村に居住し、住民登録のある健康保険に加入している0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後最初に迎える3月31日まで）の子ども。

□医療証の交付手続き□

申請により『子ども医療証』を交付します。

★申請に必要なもの・・・

①印鑑、②健康保険証（対象者の氏名が記載されたもの）

□助成の内容と方法□

内 容：通院および入院（食事療養費を含む）にかかった医療費（保険診療に限る）の自己負担額の一部を助成します。

方 法：大阪府内の医療機関にかかる時、健康保険証とともに『子ども医療証』を提示すれば、自己負担額が1医療機関あたり入院・通院各 500 円／1日（月2日限度）になります。

※大阪府以外で診療を受けるときは、『子ども医療証』は使えません。

次の場合は申請により助成します

- ・大阪府以外の医療機関で受診したとき
- ・緊急などの場合で医療証を提示できずに受診したとき
- ・補装具の代金を支払ったとき（加入している健康保険へ療養費の申請後、交付された支給決定通知書を下記のものとともに持参ください。）
- ・一部自己負担金が1か月あたり 2,500 円を超えて支払ったとき

★申請に必要なもの・・・

- ①保険診療点数、診療年月日、受診者名の記載された領収書、②印鑑、③振込先のわかるもの、④子ども医療証、⑤健康保険証

問合せ先：住民課 ☎26-7116

* 児童扶養手当 *

ひとり親家庭などの児童（離婚などにより父もしくは母又はそのいずれとも生計を同じくしていない児童）で、18歳到達日以後の最初の3月31日までの児童（児童に障がいのある場合は、20歳未満）を監督保護している父もしくは母又は養育者に手当が支給されます。

手当の支給	認定請求を行った月の翌月分から支給されます。 原則として年6回（奇数月）に2か月分の手当が支給されます。
現況届	毎年8月に現況届の提出が必要です。
支給制限	所得の状況により手当ての一部又は全部が停止となる場合があります。また、日本国内に住所を有さない場合等は手当を受けることができません。
申請に必要なもの	・印鑑 ・請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本） ・請求者の銀行等の口座番号がわかるもの（請求者以外の口座は振り込みできません） ※家庭の状況により、その他の書類が必要なことがあります。書類が全て揃っていないと申請受付できませんので、必ず事前にご確認ください。

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* ひとり親家庭医療費助成 *

ひとり親家庭の18歳未満の児童と、その児童を監護している父・母または養育者が、健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

□助成の対象者□

千早赤阪村に居住し、健康保険に加入している方で18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある下記のいずれかに該当する「児童と父」「児童と母」「児童と養育者」（児童扶養手当の所得要件を満たしている方）

- ・父母が婚姻を解消したもの
- ・父又は母が死亡したもの
- ・父又は母が一定程度の障がい状態にあるもの
- ・父又は母の生死が明らかでないもの
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄しているもの
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されているもの
- ・母が婚姻によらないで懐胎したもの
- ・父母が死亡したもの

□医療証の交付手続き□

申請により『ひとり親家庭医療証』を交付します。

★申請に必要なもの・・・

①印鑑、②健康保険証（対象者の氏名が記載されたもの）、③児童扶養手当証書（児童扶養手当を受けていない方は、個々に提出書類が違いますのでお問い合わせください）

□助成の内容と方法□

18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童とその父・母または養育者

内 容：通院および入院（食事療養費は含まない）にかかった医療費（保険診療に限る）の自己負担額の一部を助成します。

方 法：大阪府内の医療機関にかかるとき、健康保険証とともに『ひとり親家庭医療証』を提示すれば、自己負担額が1医療機関あたり入院・通院各500円/1日（月2日限度）になります。

※大阪府以外で、診療を受けるときは、『ひとり親家庭医療証』は使えません。

次の場合は申請により助成します

- ・大阪府以外の医療機関で受診したとき
- ・緊急などの場合で医療証を提示できずに受診したとき
- ・補装具の代金を支払ったとき（加入している健康保険へ療養費の申請後、交付される支給決定通知書を下記のものとともに持参ください。）
- ・助成対象者1人につき一部自己負担額が1か月あたり2,500円を超えて支払ったとき
- ・0歳から中学3年生までの児童が入院したときの食事療養費

★申請に必要なもの・・・

①保険診療点数、診療年月日、受診者名の記載がある領収書、②印鑑、③振込先のわかるもの、④ひとり親家庭医療証、⑤健康保険証

問合せ先：住民課 ☎26-7116

* 特別児童扶養手当 *

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している父若しくは母又は養育者に支給されます。

手当の支給	認定請求を行った月の翌月分から支給されます。 原則として年3回、4か月分の手当がまとめて支給されます。
所得状況届	毎年8月に所得状況届の提出が必要です。
支給制限	所得の状況により一定の所得以上の方には支給されません。また、対象児童がその障がいを理由に公的年金を受給できる場合等には支給されません。
申請に必要なもの	・印鑑 ・請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本） ・世帯全員の住民票 ・児童の障がいの程度についての医師の診断書（所定の様式によるもの） ・請求者の銀行等の口座番号がわかるもの（請求者以外の口座は振り込みできません） ※家庭の状況により、その他の書類が必要なことがあります。書類が全て揃っていないと申請受付できませんので、必ず事前にご確認ください。

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 自立支援医療（育成医療） *

身体に一定の障がいがあるか、治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童が、指定された医療機関で、手術等によって確実な治療効果を期待できる場合に、その医療費の自己負担額を軽減する制度です。

□給付の対象者□

千早赤阪村に居住する18歳未満の児童で、身体に障がいのある方、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある方で、指定医療機関における手術等の治療によって、その障がいの除去・軽減が見込まれる方が対象です。ただし、所得の制限があります。

□対象疾患□

①視覚障がい、②聴覚・平衡機能の障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸又は肝臓の機能の障がい、⑥先天性の内臓機能障がい（⑤を除く）、⑦免疫の機能の障がい

□給付の内容□

医療費（薬剤費、治療用装具代金を含む）の一部を助成します。原則、保険適用となるものが対象で、食事療養費は対象外です。

□自己負担額□

原則、医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

□指定医療機関□

育成医療の対象となる治療を実施する医療機関を指定医療機関といいます。どの病院・調剤薬局でも受けられる制度ではありませんので、ご注意ください。

□申請手続き□

治療開始前に申請してください。手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられない場合がありますのでご注意ください。

★申請に必要なもの・・・

①自立支援医療（育成医療）費支給認定申請書、②自立支援医療（育成医療）意見書、③同意書兼世帯状況申出書、④健康保険証の写し、⑤印鑑

問合せ先：保健センター ☎72-0069

* 未 熟 児 養 育 医 療 給 付 *

出生体重が2,000グラム以下の未熟児や生理的に種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院加療を必要とする未熟児に対する医療の給付を行います。

□給付の対象者□

千早赤阪村に住所を有する未熟児で、次のいずれかに該当する方。

1. 出生時体重が2,000グラム以下の未熟児。
2. 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの。
 - (1) 一般状態
 - ・ 運動不安、けいれんがあるもの。
 - ・ 運動が異常に少ないもの。
 - (2) 体温
 - ・ 体温が摂氏34度以下のもの。
 - (3) 呼吸器循環器系
 - ・ 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。
 - ・ 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。
 - ・ 出血傾向の強いもの。
 - (4) 消化器系
 - ・ 生後24時間以上排便のないもの。
 - ・ 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。
 - ・ 血性吐物、血性便のあるもの。
 - (5) 黄疸
 - ・ 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。(重症黄疸による交換輸血を含む)

□給付の内容□

入院治療における診察・医学的処置・治療等の給付が受けられます。ただし、健康保険法で対象としている医療が給付の範囲となりますので、保険対象外のものは除外されます。

□申請手続き□

入院治療を受け始めてから3週間以内（退院後は手続きできません）に申請手続きをしてください。2か月を超えて申請手続きをした場合、原則として2か月以前に受けた治療に対しての医療給付は受けられません。

★申請に必要なもの・・・

- ①申請書、②意見書、③世帯調書、④誓約書、⑤所得年税額等の証明（源泉徴収票、確定申告書の控、課税証明書等）
- ※意見書については、指定医療機関の医師が作成する必要があります。
- ※源泉徴収票及び課税証明書については、扶養控除、社会保険料控除等個々の諸控除金額を記載した証明書が必要です。また、世帯全員について証明が必要ですが、他の方の証明書類で扶養されていることが分かる場合は省略できます。なお、世帯全員の所得税合計額が0円の場合は、原則として市町村発行の課税証明書が必要です。

問合せ先：住民課 ☎26-7116

* 療 養 援 護 医 療 費 助 成 *

①小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、内分泌疾患などで認定基準を満たす患者（18歳未満、20歳まで延長可）の医療費が助成されます。

②特定不妊治療助成制度

大阪府では、不妊に悩む方々への支援を行っています。特定不妊治療費助成とは、体外受精・顕微授精などの高額な治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、これらの治療に要する費用の一部を助成する制度です。

問合せ先：富田林保健所 地域保健課 ☎23-2681

妊産婦の買い物や通院などの外出を目的として、タクシーやバスを利用する場合に使用できる地域公共交通の利用料を助成する制度です。

□助成の対象者□

千早赤阪村に居住する妊産婦（妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた女子又は当該年度末日において満2歳以下の子がいる女子）。

□助成の内容□

下記の公共交通事業者を利用する際の料金の一部として使用できる、チケットを配布します。

500円分のチケットを月あたり2枚。

最大24枚（12,000円分）。

タクシー事業者

・金剛自動車(株)、近鉄タクシー(株)、大阪第一交通(株)

バス事業者

・金剛自動車(株)、南海バス(株)

□利用方法□

タクシーの場合（3社共通）

メーターに表示された乗車料金から、助成額（利用券1枚500円×利用枚数）を除いた残額を、タクシー乗務員にお支払いください。

※必ず、乗車したときに乗務員に提示し、利用を申し出てください。1回の乗車につき3枚まで使用できます。

●金剛自動車(株)のバスの場合

● 富田林駅前の金剛自動車券売場で回数券の購入時の費用の一部として使用できます。

●南海バス(株)の場合

● 河内長野駅前のバス定期券発売所でICカード「なっち」にチャージ又は購入時の費用の一部として使用できます。

● ※バスは1回の購入につき3枚まで使用できます。

● ※タクシー・バスとも、村内で乗車又は降車する場合の利用に限ります。

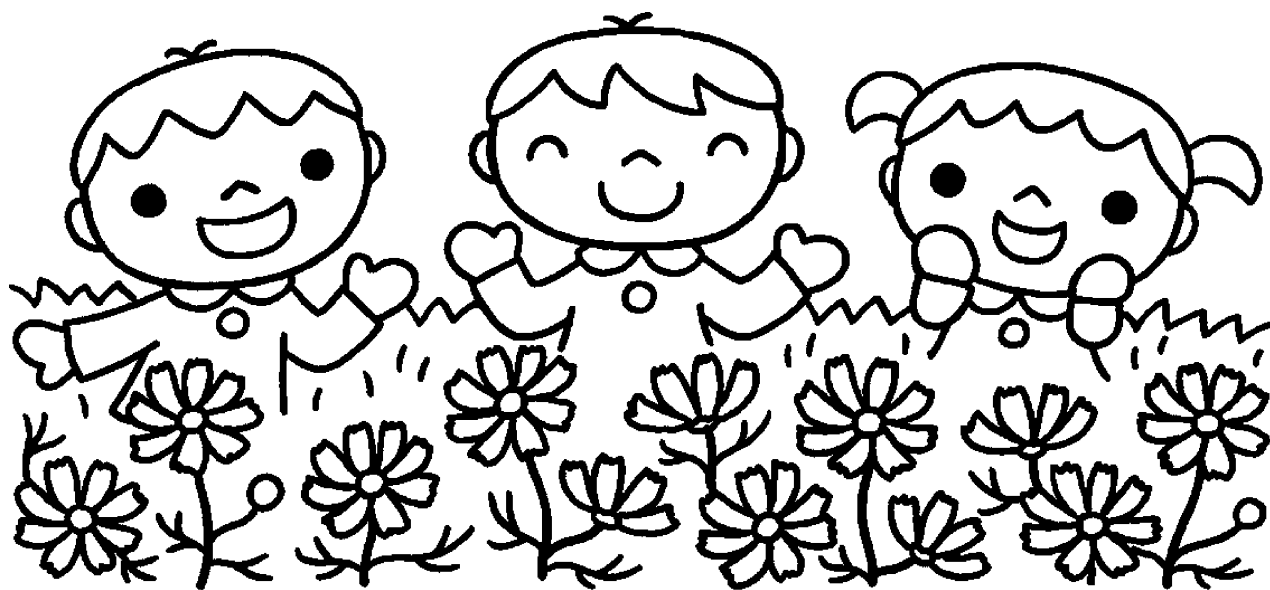
●申請手続き□

● 窓口で、申請が必要です。

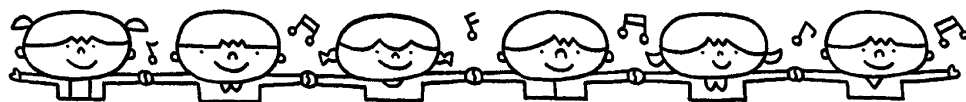
●★申請に必要なもの・・・

- ①利用登録申請書、②納付等状況調査同意書、③印鑑、
- ④母子健康手帳や子どもの健康保険証など要件が確認できる公的証明書

問合せ先：地域戦略室 ☎72-0084



～こまっとときの子育て相談窓口一覧～



機 関 名	内 容	電話・相談曜日・時間
千早赤阪村立保健センター	子育てに関する相談 虐待に関する相談	☎72-0069（直通） 月～金 午前9時～午後5時30分
大阪府 富田林子ども家庭センター	子どもや家庭に関する相談	☎25-1131（代） 月～金 午前9時～午後5時45分
大阪府子ども家庭センター	夜間・休日虐待通告専用	☎072-295-8737 月～金 午後5時45分～午前9時 土日祝休日、年末年始は終日
大阪府富田林保健所	未熟児・身体障がい児・小児慢性特定 疾患児等相談指導	☎23-2681 月～金 午前9時～午後5時45分
子どもの虐待ホットライン	虐待に関するあらゆる相談	☎06-6762-0088 月～金 午前11時～午後5時
チャイルド・レスキュー110番 （大阪府警察本部）	虐待に関するあらゆる相談	☎06-6943-7076 365日24時間体制
小児急病診療 （日曜・祝日診療）	日曜・祝日の子どもの診察相談	富田林病院 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ☎29-1121（代）
小児急病診療 （夜間・早朝診療）	夜間・早朝の子どもの診察相談	富田林市消防署 午後8時～午前8時 ☎25-1123
大阪府小児救急電話相談	子どもの急病時、受診するのに迷った とき	☎#8000 （携帯電話・NTTﾌﾟｯｸ回線） ☎06-6765-3650 午後8時～午前8時
大阪府救急医療情報センター	適切な医療機関がわからないとき	☎06-6693-1199 365日24時間体制
大阪中毒110番	誤って異物を飲み込んだとき	☎072-727-2499 365日24時間体制
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189（お住まいの地域の子ども家庭センターに電話がつながります）	
警察・・・110番 消防と救急・・・119番		

ちはやあかさか 子育てガイドブック（改訂版）

発行日：令和3年3月

発 行：千早赤阪村

編 集：千早赤阪村 福祉課

〒585-8501

千早赤阪村大字水分180番地

TEL 0721-72-0081（代表）

TEL 0721-26-7269（直通）

HP <http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>